

令和3年度 第3回埼玉県障害者施策推進協議会

日時：令和4年2月18日（金）午前10時～12時00分

場所：ZOOM

出席委員：佐藤委員、曾根委員、大島委員、八木井委員、羽生田委員、田口委員、
宮野委員、山中委員、續委員、小材委員、民谷委員、福嶋委員、
長岡委員、関口委員、小野寺委員、岡田委員 16名

欠席委員：田中委員、大井田委員、高野委員、平野委員

< 1. 開会 >

(司会)

皆様、お待たせしました。聞こえますでしょうか、ありがとうございます。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。ただいまから、令和3年度第3回埼玉県障害者施策推進協議会を開催します。私は、障害者福祉推進課 副課長の平（たいら）と申します。本日の会議に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて本日の会議には、委員総数20名のうち16名にご出席いただいております。協議会規則第6条第2項により、本日の会議は有効に成立していることをご報告いたします。

また、当協議会は原則として公開としております。本日は1名の方が傍聴していらっしゃいます。

< 2. 課長あいさつ >

(司会)

では会議に入ります。

初めに、障害者福祉推進課長の鈴木からご挨拶申し上げます。

(障害者福祉推進課課長 鈴木)

障害者福祉推進課長の鈴木です。委員の皆様方にはお忙しいところ、本協議会にご出席いただきまして感謝申し上げます。また本県の障害者施策の推進にあたり、日ごろから格

別のご理解とご支援をいただいておりますこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、これまでは皆様にお集まりいただき会議を開催していましたが、今回は新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑みまして、このようにオンライン形式で開催させていただくこととなりました。ご理解いただければと思います。

今年度は、6月と12月の2回の協議会、さらには7月、11月、年明け1月の3回のワーキングチームにおいて、障害者支援計画の重点課題につき、モニタリングも含めて大変熱心なご議論をいただきました。本日は、これまでご議論いただきました結果を、ワーキングチームのリーダーからご報告していただきまして、より理解を深めるとともに重要な課題についてご検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

こうした検討を重ねていくことにより、新たな課題やニーズを踏まえた実効性のある次期計画の策定につながるものと期待しております。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見を賜り、時間をかけてご協議いただきますよう、お願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

議事に入る前に、本日の配布資料を確認したいと思います。

～配布資料確認～

では議事に入ります。本協議会規則第6条第1項により、議長を会長にお願いいたします。では、佐藤会長、お願いいたします。

< 3. 議 事 >

(佐藤会長)

皆様、おはようございます。今日はコロナ禍のこともあり、ZOOMでと。やりとりの部分で若干支障が出るかもしれませんが、ご協力いただきながら進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議事に入る前に本議会規則第9条第2項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。本日、大井田委員と宮野委員、事務局でご出席を確認いただいております。

でしょうか。よろしいでしょうか。また大井田委員さん、宮野委員さん、議事録署名人になっていただくこと、ご了解をいただけますでしょうか。僕の画面では見えないのですが。

(宮野委員)

宮野です。参加しています。いつそれをすればいいのでしょうか。

(佐藤会長)

では事務局から説明いただけますか。

(事務局)

はい。この協議会の議事録がまとまった段階になりますので、年度末あたりにお問い合わせすることになるかと思います。

(佐藤会長)

宮野委員さん、よろしいでしょうか。

(宮野委員)

はい、承知いたしました。

(佐藤会長)

よろしく願いいたします。あと、大井田委員さんにご参加いただいていますか。

(事務局)

大井田委員は、現在、参加いただいていません。

(佐藤会長)

では次となると、高野委員さんになります。高野委員さんはいらっしゃいますか。

(事務局)

すみません、高野委員もまだ入っていません。

(佐藤会長)

ではその次、山中委員さんになります、ご参加いただいていますでしょうか。

(山中委員)

はい、遅れてすみません。参加しています。

(佐藤会長)

では山中さん、すみませんが議事録署名人になっていただいてもよろしいですか。

(山中委員)

はい、わかりました。承知しました。

(佐藤会長)

よろしくお願いいたします。

では議事録署名人としては、宮野委員、山中委員のお二人になっていただきます。その署名については、次回のところで対応を事務局にさせていただくということで、今、確認しました。

では議事に入ります。「(1) ワーキングチームの検討結果の報告について」ということで、A、B、Cの各チームリーダーから報告をこれから進めていきます。1つのワーキングチームおよそ20分以内ということで。前回会議で確認すると、Bへの質問がいろいろあったと思います。そのような部分、まとめることが若干大変かと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。それぞれワーキングの議事録は資料として入っていますので、ご確認いただけていると思います。ではそれぞれリーダーからお話をいただきたいと思えます。

まずAは、私がチームリーダーをさせていただいています。佐藤から報告します。

年度全体の最後、ワーキングの説明にもなります。私たちのAチームは3回実施しています。私がリーダーで、埼玉県障害者協議会の田中様が副リーダーとして運営してきました。Aチームとしては、今回の計画の施策体系の大柱「理解を深め、権利を護る」の部分で、特に中柱としている相互理解の強化を中心にしながら。あとは前年度の委員会では今年

度の課題となった（仮称）ヒューマンライブラリーを3か年の中で創設していくというのが与えられています。それらを検討しながら「差別解消の推進」「権利擁護の取組の充実」についてみていく、これがAチームの取り組みとして行なわれてきました。

特にヒューマンライブラリーの創設がうたわれていましたので、前回から引き続き委員をやっている皆さんからのご意見をいただきながら、それを中心に話し合われるようになりました。

また、実際に国で差別解消法が始まり、合理的配慮へと。特に公的な機関だけではなく、民間の部分でも合理的配慮が進んできた関係もあり、その流れの中でどのように相互理解等を進めていけばいいのかを話し合いました。特にメンバーの方々は、それぞれ会や団体の代表の方、当事者の方が中心ですので、ヒューマンライブラリー（仮称）については、進めていくにあたって障害というものは多様であること、1人1人の違いもあり、障害のすべてを理解するようなものを作っていくことは難しい。そういう意味では、今日も八木井委員さんから当日資料として追加されています。Aチームの中でも、医学モデルから社会モデルに変わってきたことに着目していくことの大切さを、確認しています。皆さんにはご承知のところですが、障害者が直面する問題に対して、社会の側から見ていくことをきちんと理解してもらえることが大事ではないか。

特に埼玉県を担当課では、合理的配慮に向けていくところ、差別解消を進めていくところで、DE T埼玉と協力して研修を行ない、実績も持っています。実際に行なっているノウハウも（仮称）ヒューマンライブラリーに生かせるのではないかと。あとは、埼玉県社会福祉協議会でも50年来進めている福祉教育、ボランティア学習の推進という部分で、広く一般の方々へ広めていく、それを社会福祉協議会、学校教員、施設職員、当事者の方たちと進めていく、推進養成研修を埼玉は日本で初めて行なっています。今日、全国社会福祉協議会でもそのような研修を評価していただき、都道府県の中で研修をし、それを市町村へ反映していくという動きになっています。

そういう意味では埼玉が発信の、当事者を含めた多様な推進を担当する人たちとともに進めていく機会が作られています。DE T埼玉を通じて担当課が行なっている取組や県社協を中心としてやられてきた実績があり、それには学校関係の方も入っています。それら総合的にやられているものも評価しながら、どのようなことをしていけばいいのか。

そのとき、教育にどうしても付いて回ってしまうようなとらえ方ではないものを、ヒューマンライブラリーについては前回協議会でも紹介しましたように、世界的な中での学術

会議でももっていて、日本の中でも学会会議が立ち上がっており、すでに基本枠組みがある中で進められています。しかし、その取り組みは障害のみでなく、社会のなかで誤解や偏見を受けやすい多様な人々に向けて取組まれているもののようです。そのように使われている名称を使用することに、少し限界というか支障もありそうなので、本当のところ前回の会議で名称を決めたかったのですが、テーマも大きいですし、いろいろな意見が出たところです。(仮称) ヒューマンライブラリーをどのようにするかは、次年度の委員会、ワーキングのメンバーに検討してもらいながら実行していく、と宿題になっています。

その使い方として、従来の、みんなの中で印象があるようなものよりは、新たな言葉の使用が望ましいのではないかと。先ほど申し上げたような医学モデルから社会モデルへ変わってきていること、理解を中心にしながらかやっていく。特に、社会の中ではダイバーシティ、多様性の社会と言われてきています。さまざまな人が存在することが想像できるような、社会の中でのバリアを少なくしていく。特に、これは私自身の印象でもありますが、「心のバリアフリー」という部分はなかなかハードルが高い。そのような部分も含めて、メンバーの方たちとは、従来型の単に教える、表層的な理解ではない取組にしていく必要があると確認されました。

そして皆さんの資料の中に、パワーポイントでヒューマンライブラリー（仮称）をどんな形で展開するか、について示されています。当初ではホームページのようなもの、そこで実際にお話ができる方たち、当事者の方たちの登録と、その機会を必要とする学校関係者。特に県としては、小・中、高校も含めてでしょうか、学校教育の関係者たちに、ぜひ当事者の方たちの理解をという部分について提供できないか、自由にやり取りすることができないかという発想が、前回からつながっています。それを具体的にするにはどのようにすればいいかと、パワーポイントで示しているような流れを作っています。前回のワーキングの議論でも、あれだけのものを行なう予算がそれだけ充足できるのか、がまず1つ。その中身を運営するのはどこが担うのか。担当課の職員数も限られているので、業務もそれだけに関われないのであれば、現実的に「絵に描いた餅」にならないよう実際に生かせるようにするためにはどうすればいいか。

私は引き続きリーダーを担うので、責任を持つ1人ではあるのですが、今回の構成メンバーの中で、そこまで課題として明確にしてきています。それについて具体的にどのように運営できるのかについては、次年度のワーキングチームの中で検討していただこうと、それも宿題になっています。

特に、システムとしてホームページを使っていくのであれば、どのように管理するのか。そこに登録される方たち、当事者の方たちで、例えば県としてはDE T埼玉に協力をいただいて、今そういう研修、合理的配慮についての理解をすることなどでも、医学モデルから社会モデルへ変わってきたことを体験的に学ぶ機会が、いろいろなところで推進されています。そうしたものを担う方たちに対して、人材育成をどのようにするのか。あるいはどのような人たちを話せる方として登録できるようにするのか。あとアクセスしてくる人たちは不特定で、個人もあれば団体もあります。県では学校関係を想定していましたが、ページを開くとなればいろいろな人たちが参加できるようになります。それを調整、コーディネートするのはどこが担うのか。そのあたりの研修と、皆さんにお渡ししたパワーポイントでもプロジェクトチームを編成して何層かにわけて進めるという案は出ています。しかし、例えば自分などでいえば、全部に入っていて、それを常に全て運用できるかは、現実的ではありません。その部分は予算がどれだけとれて、運用する部分で人的資源はどれぐらい使えるか。それらが不明確です。実際に行なわれている担当課が実施している研修の在り方、県の社会福祉協議会でやってきている実績もあります。そういう意味では市町村の社会福祉協議会等が窓口として運営されてきていますので、既存の関係のところと協力することは可能だと思います。

ただ、ワーキングの中で出てきたのは、そういうところだけではなく、学校の教育関係のところにもコミットして行ってほしいと。そういう意味では、特別支援教育を担当している課にも協力いただいて、教育局と協力をいただいた上で進めていくことが大事だろうと。そちらとのつながりも密接に行ないながら、多機関協働で進めていくことを、コストパフォーマンスも考えたうえで必要だと議論でなされてきたところです。

これから3か年、令和4年、5年、6年の中で、具体的にそのような仕組みを機能させることが課題になっています。パワーポイントの資料ではロードマップ等を記しています。まずはこうしたものを運営していく基礎となるプラットフォームを作っていく。実験的な実証検証をしよう。それについてはワーキングの責任者でもある私のほうで、所属している十文字学園女子大学の地域連携推進センターがあり、その副センター長も私は兼務しております。そちらの公開講座で当事者関係の取組を提案させていただいています。すでに申請はしています。それを私が所属しているボランティアセンターでも、学生たちの育成と、当事者学生たちの理解の機会を作ったりと、確保しています。あとは本学特別支援教育の教員になる児童教育学科もあります。そちらの特別支援教育の関係をしている中

西先生に協力していただき、学内でもそうした連携しながらプラットフォームを作り、運営をし、県の取組が機能するかどうかを実証検証のスタートを令和4年度に実行できるようにしています。これは進めていく中で皆さんにもお伝えしていきたいし、ご参加できる機会を作っていきたいと思います。

またこの場で恐縮ですが、曾根先生も中西先生をご存じかと思います。公開講座をやるときに曾根先生のお名前も先に出させていただいている部分もありますので、一緒にご協力を・・・日本社会事業大学も清瀬市にあり、新座の隣ですので、ご協力をいただきたいと思います。

今、年度のところで大枠の考え方の整理をしています。(仮称)ヒューマンライブラリーを充実させていくことは、いわゆる施策体系の大柱「理解を深め、権利を護る」にもつながっていくことで、ワーキングで皆さんの協力のもと、いろいろ深まりを持ちうる内容の議論がされています。それを集約、整理する部分は、ヒューマンライブラリーで形づくっていけないか。それをするには、次年度では具体的にどこまで可能かを、チームの中で整理していくことが課題として整理されました。以上でAチームの報告を終了します。ありがとうございます。

引き続き、Bチーム、曾根先生のところです。前回もいろいろご関心が、実務的なところでいろいろありましたので、それらを含めながらBチームの報告をお願いします。では曾根先生、よろしく願いいたします。

(曾根委員)

よろしく願いいたします。

もちろん、ヒューマンライブラリーの創設に協力させていただきたいと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

(曾根委員)

ではBチームについて。課題は3点ありました。「障害者の地域生活の充実」「社会参加の支援」「障害者の就労支援」でした。前回も皆さんから活発にご意見いただきました。2回目のワーキングチームの中で、ある程度課題を検討しましたので、ご報告いたします。

まずはグループホームの問題、地域移行に関する課題、社会参加の支援については手話通訳の問題、難病患者の就労支援が中心的な議論になりました。

まず難病患者の就労支援について。雇用施策で特定求職者雇用開発助成金という補助金があり、これに「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」というものあり、企業がこれを活用できるということでした。しかし難病患者がこれを活用しようと思うと、就労するときに自分の病気を開示しなくてははいけません。開示せずに就職したいという希望のある方については、こういった助成金が活用できないという課題がありました。難病を開示すると企業のほうが引いてしまう実態があるという報告が宮野委員からありました。

このような課題について、埼玉県障害者雇用サポートセンターが呼びかけて、2か月に1回さまざまな機関が集まり、難病の方の就労に関する検討の機会ができたということです。今月、2月に3回めを行なう予定だそうです。Bチームの中で、私たちの少ない情報の中で課題を検討するよりも、こちらの雇用サポートセンターの難病患者の方の雇用を中心にした協議会の中で、宮野委員からもさまざまな課題提供していただき、そこで取りまとめたものを次の障害者計画に反映するという形で、Bチームへフィードバックしていただきたいとご相談したところ、対応いただけるということです。Bチームの中でももちろん検討しますが、雇用サポートセンターが行なう、さまざまな機関が集まる検討の機会という場で、宮野委員に逆にBチームを代表して参加していただき、そこで出たいろいろな課題や意見をBチームへ持ち帰っていただく。そのような整理になりました。

また福祉サービスの利用という観点でも、就労移行支援は難病患者の人は利用できますが、現状の就労移行支援というのは、知的障害者、精神障害者の方が中心の事業所が多いのです。宮野委員のお話では「まず職場での挨拶から始めましょう」となり、プログラムそのものが難病の人のニーズに合っていないという実態があります。そこは現場で、難病患者の方に対する就労移行についての内容の検討をお願いしていくことが考えられるとなりました。

次、グループホームについて。高野委員を中心にさまざまな意見を出していただきました。現在、営利目的の団体がグループホームの創設に乗り出してきているとのことでした。例えば利用料設定が家賃も含めて高額、重度の人の受け入れに対して拒否的など、さまざまな課題があると報告されました。利用料が高くなると、当事者の収入では賄えないとなるため、家族がずっとその補填をし続けなければいけないのは問題だというお話がありました。

また前回も出ていましたが、土日祝日の日中対応分の報酬がグループホームで算定されていない課題について。そうすると、どうしても日中に職員を配置できず放置されてしまいます。そこに対応しようと思うと、法人がそこを持ち出してやらなければいけない課題があるとのことでした。報酬の問題については、国の制度設計の解決でないと難しい部分があります。県の計画の中でどのように取り扱うか少し検討が必要だ、という意見もありました。

またグループホームの支援の質の問題について。人材育成していく、あるいは質の悪い事業者に退出してもらおうというお話もありました。ただこれについて、埼玉県で、現在、安全・安心なグループホームの運営に対して認証する仕組みを検討されているというご報告もありました。そこを活用しながら、グループホームの質を高めていけるとなりました。

やはりグループホームの問題については、質の問題とともに数の不足の問題もあります。これについては、障害福祉計画の中で数値目標に掲げて増やしていくことができますが、どんどん増えていくと、質が良いところがなかなか育っていかない。そこについては、先ほどの安全・安心グループホームの認証を。この評価基準はこれから策定する段階だと聞きました。今回、私たちのところに埼玉県発達障害福祉協会会長の長岡さんにオブザーバーとして入っていただいているのですが、そこも含めて評価基準の策定について質が上がるような検討をしていきたいというお話があって、それで具体的な取組につなげていけるとなりました。

また長岡委員から、質の評価については地域の自立支援協議会を活用してしっかり見極めていくという、地域単位の取組も重要だということでした。これは県の方からのお話にもあったのですが、現在、県庁の中で個々のグループホームの質を評価するまでに体制が厳しい部分もあります。現実的には確かにそうだと思います。それらを地域の協議会できちんと検討していき、先ほどの評価基準も活用しながら、人材養成をしていく。それには県の研修を活用する。もちろん法人単位がまずやるのは基本なのですが、それらを考えていくことが話し合われました。

障害者就労に戻りますが、民谷委員から、就労支援を積極的に行うことについて、「もにす認定」があると聞きました。国が定めているものです。障害者雇用に関するいろいろな取組を行う中小事業主への認定制度だそうです。この認定を受けると、例えば日本政策金融公庫の低利融資の対象になったり、公共調達の部分で少し加点があるなど、さまざまな企業側のメリットもあるということでした。このようなことを少しずつ周知していき、障

害者雇用へ前向きな企業を増やしていくことを、次の計画目標に入れていいのではないかと話し合いました。

またジョブコーチを増やしていけばいいという意見が民谷委員からありました。この数値目標は障害者計画に具体的に盛り込めます。ただこれは予算の問題もあるので、次期ワーキンググループの中で具体的に話していく必要があるとなりました。

日中活動を設定せず、単一の営利法人がグループホームだけを作って、日中が放置されている事例も報告されました。これは日中職員がいない、言ってみればネグレクト状態になっているのではないかと指摘が関口委員からありました。なので、指定申請を受けるときに、法人が日中活動をどう考えているかを含めて申請をチェックする必要があるのではないかと。ただ、グループホームの指定は日中活動がないと指定を認めない仕組みにはなっていません。やはり指定する行政としては指定基準にないことで拒否することはなかなか難しいお話もありました。例えば市町村が支給決定をする際にサービス等利用計画案の中で、グループホームを利用している人の日中生活をどうするかを点検するのは可能ではないか。そこは市町村がサービス等利用計画案の段階でチェックをし、そこが抜けているものについては、案を策定した相談支援専門員にきちんと指摘をし、グループホームの事業者はどうするかを聞き取り、充実させていくという市町村の活用方策もあるという意見がありました。これは現実的な対応だと、私は思いました。

あともう1つ、関口委員から地域生活支援拠点について話がありました。地域生活支援拠点は、皆さんご存じの通り、地域の中で日ごろお世話をしているご家族が倒れてしまうなど何か緊急事態が起きたときに即座に対応し、地域生活を継続するという社会資源。体験利用の中で家族と同居している生活から、ご本人がグループホームやアパートへ独立した生活へ移行するような体験の場の提供。これらが機能としてあります。緊急の場で対応したとき、高度障害のある方で、一時利用を想定していたグループホームでの生活が不慣れで結局パニックを起こして難しいということがあります。ご自宅の中で職員がマンツーマンで付き添う必要がある、あるいはご自宅やグループホーム以外の場で通所施設に夜間誰かが付き添って対応しないと本人の生活の急場をしのげないという場合、そこに対する報酬設定が必要だという意見がありました。

これは考えてみると、重度訪問介護、行動援護というものでマンツーマンのヘルパーが対応することを考えられますが、事前の支給決定がされていないと、障害者総合支援法は暫定支給決定という仕組みがないため、そこへ報酬を出していくことが難しいのです。そ

の場合には、行政側の措置でその分のサービス決定をし、急場をしのいでいくという方策はあります。そのような措置の適切な活用も、次の計画のなかで挙げていく必要があるというお話も出ました。

また、サービスの質の担保について。不適切な対応、虐待があった場合、職員が通報するとなります。これは埼玉県内でもあったことですが、逆に事業者側が通報した職員を訴えるということが。実際に訴えたり、脅すということが現実には起きているのです。それに対して職員側を守る仕組みが必要だと。それがないと悪質な業者、質の低い業者、事業所をあぶり出していくことは難しいです。これについても次期計画の中でなんらかの対応策を考えていく必要があるとなりました。

Bチームの議事メモの中の最後に、次年度に引き継いでおくべき課題をまとめています。このようなものについて、次年度ではさらに検討を深め、次期計画へ反映していきたいと考えています。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。では引き続き、Cチームの報告をいただきます。大島委員さん、よろしく願いいたします。

(大島委員)

ではCチームの報告をさせていただきます。

Cチームの課題は「共に育ち、共に学ぶ教育の推進」と「安心・安全な環境整備の推進」です。この間に2回のワーキングがありました。11月のワーキングでは「共に育ち、共に学ぶ教育の推進」を、1月のワーキングでは「安心・安全な環境整備の推進」を中心に議論をしてきました。

まず11月「共に育ち、共に学ぶ教育の推進」では、特別支援教育課担当の方に来ていただき、質問をいろいろさせていただきながら議論を進める形をとりました。質問、議論として出てきたのは、施策でいうと研修のあたりです。教職員等の資質の向上ということで、どのような研修を現段階でやられているのかについて担当課の方に説明いただきました。

それぞれの初任者研修、年次研修をしている中で、課題として出てきたのが発達障害者の方が増えているというお話や、インクルーシブ教育を具体的にどのような形で県として

進めてきているのかなども、話題に上がりました。子どもたちの個別のニーズにどう的確に伝えていくのか。それが柔軟の学びの場で整理されている部分ですが、小学校の通常学級、特別支援学級、特別支援学校で、それぞれの子どものニーズに応えられる仕組みというところで、挙がってきました。

課題としてワーキングで挙がってきたのは、障害のない子どもと一緒に学ぶことが大前提で、障害のある子どもへ配慮していく、これを施策の中でどう立ち上げていくのかと。それはもちろん担当課でも同じような認識ではあるが、ただ現実にはうまく回っていないところがあるということでした。インクルーシブ教育を考えたとき、いわゆる当事者といえますか、障害のあるお子さんやその保護者にだけでなく、やはり県民全体にもインクルーシブ教育とはどういうものなのか、そのあたりの理解は、協力を得るためにも必要で、啓発を行なう必要があると意見が出されました。

その啓発については、やはり障害者施設や障害がある方たちが社会の中でどのように活動、働いているかが具体的にイメージできないことも多々あります。インクルーシブ教育からさらに、障害があることを社会全体で理解するという部分に、教育だけではなくもう少し広げた形で、特に子どもたちにアプローチしていくのが必要だと議論が上がってきました。このあたりは、Aチームのヒューマンライブラリーの取組にもつながっていく視点だと思います。具体的に共に学ぶ教育の中で、ヒューマンライブラリーなどの授業をうまくリンクさせていくことが、今後の施策の中で必要だろうと理解しています。

もう1つ、教育の部分ではやはり特別支援学校が大きな議論の1つ、ポイントになっていました。先日、特別支援学校の設置基準についても報告されて、県でも設置計画を作っているという状態でした。特別支援学校の過密の状態、在籍者が増えたことによる新しく学校を立ち上げる状況があります。今年の4月にも複数の分校が開校される予定で、毎年のように翌年も特別支援学校が開校する予定だと聞きました。そのように進められていますが、過密の解消にはまだ至っていない状況という現実があります。また在籍する子どもたちの状況にも非常に差があるという課題もあります。

そこでは、生徒によって障害の差がある、通常学級の中でも学ぶことができるお子さんから、特別支援学校でサポートが必要なお子さんまで非常に幅があります。ただ学校を希望するご家族が増えてきているので、このあたりをインクルーシブ教育と絡めながら、どのような形で整理していくのかを検討する必要があります。また卒業後、就職や卒後の生活の支援の連携についても課題が挙がっていました。

これらを施策にどのように反映するかまでは十分に議論できませんでしたが、共通理解が得られたものとして挙げられるなど思っています。

次、安心安全な環境をつくるという部分では、療育体制について挙がりました。これについては、1月の会議で挙がりましたので1月の議事録を共有させていただきます。療育体制は、県でどのような形で発達障害総合支援センター、地域の中での支援がどうされているのかについても、障害者福祉推進課の担当職員に来て説明いただきました。

説明された中で挙がってきた課題は、発達障害の部分で非常にわかりにくい障害についてです。例えばご本人もそうですが、親、ご家族への支援や、診断・評価を行えるところが少ない。その部分で新規施策の中でも「発達障害の診断を専門的に行なうことができる医療機関等を確保します」とあります。これでどれぐらいできているのか、具体的な取組が知りたい。診断ができる医療機関が増えてきているとご説明いただきましたが、そのあと支援にどうつながっていくのかの部分では、もう少し支援が必要ではないかと意見が挙がっていました。

その関連で人材の話も出てきていました。人材の話は教育のところでも出てきましたが、幼稚園、保育園、小学校の先生を対象にし、発達障害総合支援センターが研修を行なっている状況です。研修を受けた先生方のフォローももう少し厚くしていく必要があるという課題が挙げられています。

主に発達障害に関する話が多く出されました。時間が限られているので端折ります。

もう1つ、大きなところでは、275あたりでしょうか。小野寺委員から指摘いただいた部分です。精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築について、もう少し具体的な施策や取組をと。また精神障害に関しては、実地指導も少し強化することを検討できないかと議論もありました。時間も限られていたので十分に議論できませんでしたが、このあたりは次年度以降の検討課題として引き継ぎたいと思っています。

その関連でリハセン（総合リハビリテーションセンター）の話なども出てきています。地域包括ケアのあたりと連携して、というお話でした。

このワーキングでは、「福祉のまちづくりの推進」も議論の対象になっています。今期のワーキングの中では、この部分について議論しておりません。少し教育の面と安心安全に重点を置いた議論となりました。

もう1つ、安心安全な部分でいうと、安全な暮らしの確保ということで、今、まさにオミクロン株が猛威をふるっているところです。感染症対策の充実ということで、今期の

計画から新しい施策として何本か立ち上がったものがあります。

「感染症対策の充実」で出てきたのは、感染症により医療機関へ入院という状況があったとき、治療だけではなく福祉という観点が病院や治療の中に必要だと。病院の中に福祉の観点も必要ですし、利用できるような場、そこで介護者とともにそこで療養ができる場の確保が重要だと、コロナウイルス感染症の中であがってきました。このあたりおそらく、最初に「感染症対策の充実」を施策に入れたときに想定されていなかったことが、現在の対応の中でたくさん出てきています。今回挙がってきたいろいろな課題、療養中に福祉サービスが受けられるのか、療養の場が確保できるのかどうか、など吸い上げて・・・

(大島委員)

・・・コロナウイルス感染症の最中ですので、そこを次の課題として引き継いでいくようにしたいと思います。

あともう1つ、安心安全の面で、災害について。長岡委員がいつも積極的に発言していただいている部分です。いろいろな課題がある中で、ここには書いていないかもしれませんが、災害時にはいろいろな情報共有が重要になります。そのため、各担当、各機関がバラバラに持っている情報を集約し、すばやく対応へ進めることができるという、まず情報を整理できる仕組みが必要です。なかなか県の中で担当が分かれていますので難しいと思いますが、担当課を超えた協議の場や連携できる体制が、災害時では特に必要です。もちろん感染症の対策でも同じことが言えます。そのあたり検討していく必要があると、このワーキングの中でも強調されていました。

今申し上げた通り、何点か、次年度のワーキングに引き継いでいく課題がある程度明確になったと考えています。以上でCチームの報告を終わります。

(佐藤会長)

大島委員、ありがとうございました。

今、それぞれA、B、Cの各リーダーから議事録と資料等を使いながら説明いただきました。ありがとうございました。協議会全体内で共有いたしました。今の報告の次として、意見交換に入ります。

八木井委員さんから資料をいただいています。皆さんも今日の今日なので、ご確認をお願いします。画面共有をさせていただきました。八木井委員さんはAチームのメンバーな

ので、記されていたことも含めて、私としては先ほどコメントさせていただいたつもりです。資料として八木井委員さんが用意していただいていますので、私からこう明示させていただきました。後ほど八木井委員さんには、十分でなかった部分があれば、補足で意見交換、確認していただきたいと思います。

Bでは、特にeスポーツのところでは、少し質問という形に思われます。協議会でeスポーツを取り上げた理由をとありました。曾根委員から、議事録にもeスポーツについて記されていますので、この辺のことを何かあればお伝えいただきたいです。また、事務局からもあとで述べていただく必要があるのでしょうか、曾根委員さん、いかがでしょうか。

(曾根委員)

次の議題でeスポーツが入っていたようなので、そちらのほうで。

(佐藤会長)

はい、そのところで、わかりました。

(曾根委員)

あとBチームで1点言い洩らしたことがありました。

手話通訳の関係でも社会参加の支援で課題として出ていました。ただ埼玉県の手話言語条例の中で手話懇話会が新たに立ち上がり、手話に対する課題はそこで集中的に審議されているようなのですね。その懇話会で出された課題をBチームへフィードバックしてもらって、次の支援計画に反映させていこうという話になっています。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。では八木井委員さんには、後ほどご発言の機会をお渡ししたいと思います。eスポーツについては、次の議事にも入っているので、そこで確認ということにしました。

あと、大島委員さんからグループCについてありましたが、そちらに向けてもいただいている部分がありますが、大島委員さん、いかがでしょうか。

(大島委員)

はい、すみません、今朝見たばかりなので・・・。

(佐藤会長)

はい、今、ここで確認しながら。今、なかなかお答えしにくいというか。皆さんでこの辺について議論されたことがあれば、そのあたりを少し。あと、特別支援教育課についての質問は、担当課が参加されていると思うので、そちらで確認をしたいと思います。

Cチームについて4点記されていますが、お答えできることはありますか。

(大島委員)

そうですね。教育のところかというと、インクルーシブ教育と、特別支援学校という形になっていて、いわゆるインクルーシブにみんな分け隔てなくという部分と特別支援でサポートしていくという両方の要素があります。その全体的な話についてCチームの中でまだ十分にできていませんでしたが、両方が必要で、それを施策の中でどう形作っていくのかは、Cチームの議論と相違なかった、ズレはないと思います。ただ施策ですので、それをひとつひとつどのように結び付けていくのか、その結果として大きな目標が果たされる、どういう形になるのかと思っています。どちらがいいのか、どちらに行くのかという部分までは、ワーキングで全体的な方向性は十分に出てきていなかったと思っています。

あと感染症の部分について。療養や治療と福祉サービスを両立させていく部分ですね。そこはワーキングの中でも、先ほど説明したとおり、大きな論点として挙がった部分で、来年度へ引き続き検討課題として継続したいと思っています。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

では特別支援教育課の方に、こちらの後段の部分「特別支援学校の設置などについて矛盾を感じている」の記述や、「支援籍での改善と回復を意味するところ」をお願いします。Aチームでは医学モデルから社会モデルへと、すでにICFの視点も関わってきているので、広く県民へ知ってもらうことを大事にすると確認はできていました。この2点については、特別支援教育課で何か確認できること、この場でお伝えすることがあれば、お願いします。いかがでしょうか。

(事務局：特別支援教育課)

特別支援教育課です。最初にご指摘のあった、特別支援学校の新設について。児童、生徒の増加の理由は、私どももはっきりわからない、というお答えになります。厚生労働省も文部科学省もはっきりと答えていないので「理由がわからない」というのが答えとなります。

ただ、特別支援に対する細かな指導について評価をいただいて、ニーズが増えているのかと思っています。

もう1点。共に学ぶという部分について。共に学ぶという点では、大変重要だと考えていますが、そのためにも幼稚園、小学校、中学校、中学・高校連携も含め、十分に支援が行なえるよう、通常学級の教員に対しても研修等を行なっています。

学びの場で考えますと、特に知的障害のある児童・生徒にとっては、抽象的な学びよりも具体物のほうが、理解が深まる部分もあります。そのお子さんに合った教育の場、学びの場が必要だと考えています。なので、連続性のある多様な学びの場を用意することが重要だと考えています。

(佐藤会長)

「医学モデルとしてのとらえ方になっているのでしょうか」という部分について、いかがですか。

(事務局：特別支援教育課)

はい、ICFの障害のとらえ方については、もちろんそれを前提としているところです。教育ですので、そこを踏まえながら教育を考えていくという感じです。

(佐藤会長)

はい、ありがとうございます。

では今、資料もいただきましたので、八木井さんからの意見交換の時間に入りましたが、今のやりとりで確認したこと以外、八木井さんから必要があればお願いします。八木井委員さん、いかがですか。

今のそれぞれの方のお話を聞いていただき、八木井委員さんから意見交換でのご質問などは。

(八木井委員)

八木井です。いろいろお答えいただき、ありがとうございました。

(佐藤会長)

ありがとうございます。よろしいですかね。

(八木井委員)

はい、ありがたいことです。

(佐藤会長)

資料も用意していただき、このような通信の中で実施すること、でご配慮いただき、ありがとうございました。

それでは他の皆様からも、それぞれのワーキングチームの報告がありましたので、質問、ご意見ありましたら……。いかがですか、ほかの委員の方で、意見交換ということ。

はい、では小材委員さん。

(小材委員)

埼玉県自閉症協会の小材です。Bチームで就労の討議をしていただいた報告を聞きました。障害者を雇用すると、企業へ助成金がいろいろ出ています。今回話題に出たものもそうだと思いますが、その助成金が切れると障害のある人をクビにします。企業からはクビにできないので、本人から「辞めたい」と言うように働きかけるという事象が、実際起きています。皆さんはそこを把握されているでしょうか。

またジョブコーチについて。民間で県内に就労支援をするところがあります。発達障害のある子が勤めている所で、合理的配慮で皆さんよくご存じなのが音に過敏な人はイヤホンを使いましょう、耳栓しましょうと、厚労省でも言っています。例えばその職場では音が流れています。また自閉スペクトラム症のある方は、特性ゆえに声を出すなどのことがあるので、「すみません、気になるのでイヤホンをさせてください」と言うと「他の人はしていないのに、あなただけは無理」と。民間のジョブセンターの人が来て、そういうアドバイスをするのは。いろいろ支援しますよと言っている人の質が悪すぎて、結局仕

事が続けられなくなるという事象が現実起きています。

いろいろな所で質の担保が難しい部分がありますが、本当に助成金があるときだけ対応して、切れたら辞めていただくよう仕向けることや、専門性を持っていない支援者の方が現場にガリガリ入ってくるのが、実際に起きています。それをどうするかも検討していただきたいと思います。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。それはこれからのBチームへの要望という形でお聞きします。曾根先生はじめ、これから再編されますのでBチームにご参加の皆さん、よろしく願いいたします。

他、いかがでしょうか。私も画面は全部追えないので……。開けていただいて「○○です」と言っていて構いません。いかがでしょうか。宮野委員さん、お願いします。

(宮野委員)

宮野です。Aチームの(仮称)ヒューマンライブラリーについて。提案があります。

この前、全国難病センター研究会の研究大会が2月初めにあり、そこで紹介されたものがあります。ALSという非常に重い難病の方の「自分プレゼン」という企画でした。何人もの方、気管切開していて話せない方がいろいろな手段を使って自分のプレゼンをし、それにより自分の評価も高まる、すごく満足感がある、という事例を紹介していました。そのようなものも参考にさせていただければと思いました。

(佐藤会長)

ありがとうございます。それは宮野委員さんが参加されたとき、何か資料などはありますか。

(宮野委員)

あります。

(佐藤会長)

では事務局へメールに添付していただければ、次年度の委員会の際の参考資料になり

ます。今、ご発言いただいたように、当事者の方でそのような取組されているものがだんだん増えてきています。またそのご家族の方がかかわりながら、というものもあります。本当にありがとうございます。貴重な情報提供、ありがとうございます。

(宮野委員)

では送らせていただきます。よろしく願いいたします。

(佐藤会長)

はい、ありがとうございます。他、いかがでしょうか。はい、山中委員さん、どうぞ。

(山中委員)

はい。Bチームにかかわることだと思います。これは実際にあつて、最近聞いた話で、あまり詳しく言えないのですが、精神疾患を持っているとわかると、警官によって犯罪の加害者に簡単に誤解されてしまうということがあります。警察官に問いただされたときに、「実は精神福祉手帳を持っていて、私はこういう者です」と言ったとたん、その場で起こったちょっとした事件でも「あなた、加害者でしょ」と先入観を持たれてしまうということが、実際にありました。

警察でも生活安全課など、精神障害の方を病院へ搬送したり、急場に駆けつけてくださったりというシーンが多くて、その方たちはある程度の理解はしてくださっていると思います。けれどまだまだ現場での一般的な人たちに対する理解は、本当に浅いです。地域で生活して安心して、困ったときには手帳を見せて「すみません、私はこうですから援助が必要です」と簡単に言えないような雰囲気はまだあると思います。

地域でのいろいろな意味での啓発が、まだまだ足りないと思います。その啓発もこれから取り込んでいきたいと思います、以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。これは、先ほどAグループで紹介したDET埼玉の研修の取組は、合理的配慮の関係で警察の研修も行なわれていますが、事務局から補足的に紹介できることはありますか。

(事務局)

D E T 埼玉が警察官研修を行っているわけではありません。県の障害福祉推進課で警察官の巡査長や巡査部長へ警察学校のカリキュラムの中の一部で「障害の理解について」ということで、90分間の授業をやっています。年間トータルで14回、今年度はやらせていただいているところです。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。はい、小材さん、関連の部分ですね。

(小材委員)

小材です。はい、そうです。

今の研修の中に、発達障害はちゃんと入っているのでしょうか。発達障害のある子もかなり誤解されますし、警察の対応でパニックを起こすと、それだけで大変なことになります。10何時間あるという研修の中に発達障害のことが入っているかを教えてください。

(佐藤会長)

いかがでしょうか、事務局。

(事務局)

10何時間ではなく、障害の理解としてのカリキュラムは90分間ですね。

(小材委員)

あ、90分間ですね。わかりました、そしてその中に・・・。

(事務局)

その中で、障害者の手帳のこと、どれぐらいの人数の方が日本もしくは埼玉県の中にいること、障害者差別解消法について説明しています。簡単に、各障害の特性についてサラッとお話しているというものです。90分間の中で、かなりギュッと詰め込んではいませんが、障害の特性も多いものですから、なかなか1つの特性について長く時間をとるのは難しいところです。

ただ、なるべく時間を割いて、夏の団体要望等で各団体さんからいただいている警察関連の要望等についても、必ず最後に紹介させていただき、「こういう要望があります」という部分で具体化は図っています。

(小材委員)

例えばその機会にパンフレットを配布してもらうこと。いろいろな障害、精神の方、発達障害の子たちへの対応の仕方などのパンフレットを配っていただけると、また違ったりしますね。

(事務局)

そうですね、はい。

(小材委員)

はい、では今後、会としても検討させていただきたいと思います。よろしく願います。

(佐藤会長)

では公の施策推進協議会の中での確認させていただきます。やはり昨今、そういった警察の方が障害への理解が十分でないところで誤解が生じている。障害者福祉推進課でも県警内、各警察官の巡査長クラス、ある程度指導する役割を持っている警察官たちに説明する機会は作っている。ただし、特に誤解を生じやすい発達障害、精神障害、知的障害についてより理解いただけるようにはたらきかけていくとともに、紹介できるパンフレットなどをお渡しして、理解を進めていく。その必要性をこの協議会でも確認しましたので、今後担当課でも積極的に進めていくことと確認しました。ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。はい、関口委員さん、どうぞ。

(関口委員)

聞こえますでしょうか。今のお話の続きです。研修、教育も大事ですが、個別案件も非常に大事です。精神障害の方が職質を受け「加害者だろう」と扱われたこと、自閉症の方々へきちんとした対応がされていないなど。まさにそれは公的機関の合理的配慮が足りない

と理解をしています。そこについて訴えていく行動をしていくこと、個別案件をきちんと理解してもらうことが、重要だと私は思っています。各自治体に、配慮が足りなかったことについて受け付け窓口はあると思いますので、そこへ申し出る行動が大事だと思っています。

前期のとき、私がヒューマンライブラリーの提案をさせていただきました。それは、福祉教育の面と、当事者がどんな生活をして自分の生き方を作ってきたかを、当事者へ伝えるというスキームもあってはいいのではないかと、考えていました。自分が生きる勇気をもろう、そのプログラムもその中へ入るといいなと思います。

(佐藤会長)

最後でおっしゃった部分について。私たちAグループは、今年度、当事者からの発信が十分でなく、周囲からされているので、今のお話にも通じますがそこはどこかで心のバリア、差別、偏見がないと思っている人でもどこかであったりします。それを語られるのが当事者であることから、逆に意図的に発信する。従来ですと、周囲の人、関わる学校、施設の人、福祉関係者が話す機会が多かったのです。でも今、関口委員さんをご指摘していただいた、当事者からの発信だけでなくというのは・・・私が聞き漏らしてしまったのかもしれませんが、お願いします。

(関口委員)

はい。当事者の発信で当事者自身が自分への勇気をもろうということです。

(佐藤会長)

なるほど。先ほど宮野委員さんがおっしゃったような自分プレゼンではないですが、発信することで意識を高めていく。

(関口委員)

はい、そうです。

(佐藤会長)

ありがとうございます。その辺はAの皆さんもそういう認識をされながら進めてまいり

ましたので、次年度も大事にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

他の委員さん、いかがですか。はい、小野寺委員さん、どうぞ。

(小野寺委員)

きょうされん埼玉の小野寺です、お疲れ様です。

Aチーム、障害者の権利保障という観点で、今年、来年度について考えました。今年の秋口になりますが、障害者権利条約を日本が批准してから、コロナでずっと延び延びになっていた日本への権利委員会の審査が行なわれる予定になっています。政策委員会がレポートを作っているのですが、中身的にはどうしても内閣府の範囲を超えないということで、きょうされんを含めたパラレルレポート、民間レポートを用意しています。そのいきさつ、今後の行方を見ていながら、合理的配慮の大元になる障害者権利条約、日本は批准してからどう施策を作っているか。先ほどから出ている差別解消法も本当なら「差別禁止法」で進めていたものがトーンダウンして「解消法」になったりしているのです。もしかしたらオミクロンで延期になるかもしれませんが、一応情報共有しておきます。

あと、今年は今までずっとやっている旧優生保護法の訴訟などもそうですが、たくさんの障害のある人の権利を追求する訴訟があります。生活保護基準引き下げ問題や、千葉の天海（あまがい）さんの65歳問題、介護保険優先原則という名のもとに強制的にサービスを切られてしまって訴訟をしています。今度高裁に上がります。また福島の大葉で震災のとき、震災によって社会的入院を長くされてきた方は退院できたというところで、社会的入院に対する国家賠償請求もしています。例えば大分県とJRの無人化訴訟、無人化を進めている問題。今回、コロナでどんどん無人化されていて、それによって困るのは、視覚障害、聴覚障害の方や障害のある方、高齢者に対しても、経済を優先に進めていくことについての訴訟もあります。それらの訴訟の行方をきちんと追って、日本という国がどこへ進もうとしているのかをとらえながら、埼玉県の実策へフィードバックしていくことが大事だと、きょうされんの中ではそのように話し合っています。参考になればと思って、お話ししました。よろしくお願ひします。

(佐藤会長)

貴重な情報ありがとうございました。そのような部分について、Aももちろんですが、皆様と話し合いながら施策へどうつなげていくか、考えていきたいと思っています。貴重な情

報をありがとうございました。

他の方、いかがでしょうか。はい、羽生田さん、どうぞ。ミュートを外してお願いします。

(羽生田委員)

Cチームの羽生田です。Bチームの佐藤先生の報告の中で地域生活支援拠点というお話がありました。

(佐藤会長)

曾根先生のご発言ですね。

(羽生田委員)

はい、地域生活支援拠点というのは、国の重点課題になっていると思うのです。家族依存が大きい、障害のある人の暮らしの場の問題がもともと大きな課題になっている中での拠点支援だと思います。拠点支援だけから見ると、先ほどおっしゃられたように、ショートステイの課題は大きいと思います。重度障害のある人、特に強度行動障害や医療的ケアのある人のショートステイが本当に足りない状態です。特に強度行動障害の方は、使うことができる場がなく、相談員から話を聞くと圏域外、あるいは大変なときは県外までショートステイの場を求めて障害の人を連れて移動しているということです。家族が大変な状態になっていて、どうしようもない状態です。

もともとは、暮らしの場が家族の依存になっていることなのですが、現実的に重度障害の人の受け入れを確保しなければいけないのですが、ショートステイに対して重度の人をどう引き受けていくかを緊急の課題にすべきではないかと思います。よろしくをお願いします。

(佐藤会長)

小材さんも関連ですか。どうぞ。

(小材委員)

はい、関連です。強度行動障害の状態になっているお子さんは、結局自閉症などを持つ

ている方で、その子に合わない環境に長く身を置いた結果、強度行動障害になってしまっているのです。まず特性を理解するかかわり方、環境の調整もそうですし、受け入れ先の施設を増やすためには、強度行動障害支援者養成研修をやっているのです、研修で学んだ内容をきちんと実践できるようにしていただければと思います。せっかくやっている研修をいかに実践させるか。そこで職員の質をあげ、受け入れ先をケアしていくことも同時にやるべきだと思います、以上です。

(佐藤会長)

今のお二人の発言から、コメントがあれば、曾根先生、よろしくお願いいたします。

(曾根委員)

はい。そのような行動障害や医療的ケアが必要な方の受け入れが、ショートステイに限らず、非常に少ない。また強度行動障害の障害特性を学ぶための研修があるのに、それがきちんと現場で応用されていないことは、私も認識しています。

これは地域の中で受け入れられない、受け切れていないことを恥ずかしいと思わないと進まないのではないかと、私は思っています。県の計画ももちろんそうですが、市町村単位の協議会で……。結局「どっかにやっちゃえばいいや」と思っているということです。自分たちがやらないで「やってくれるところに回してしまえばいいや」という、事業者側の根性というところとあれかもしれませんが……。そういうものを叩き直していかないと、なかなかこの問題は解決しないと思います。長岡さん、がんばってください。

それから市町村単位で、自分たちの町の人たちを、その中できちんとサービスが受けられるように支援していくのだという志を、きちんと市町村の中で持つていくことを基本にして考えるということですね。そのことを計画に書けるのであれば、どんどん書いていきたいです。そこでやるという覚悟がなければ、人は育たないと私は思います。ぜひ次の計画にはそこを基本にして、重い人も自分たちの地域の中で受け切っていくのだと、書けたらと思います、以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。ではBチームもそうですが、協議会全体での共有とさせていただいて、次期計画策定も始まるので、そこへ取り入れていくよう、配慮していければと思

います。

他の委員の方、いかがでしょうか。はい、長岡委員さん、どうぞ。名前も出てきていましたね、お願いします。

(長岡委員)

埼玉県発達障害福祉協会の長岡です。

今、曾根さんから急フリのパスをいただきました。事業所も本当に意識を変えていかなければいけないという部分、非常に強くあります。特に、地域生活支援拠点の中で、さいたま市なんかは資源の需要と供給のバランスもあって、面的整備という連携をもとにしたネットワークを基にした整備を進めていくことになっています。しかしやっぱり自分たちだけではできない部分を、そのネットワークの中でどう展開してくかの部分も、事業所の努力、人材育成等のみならず、そこだけではどうしても限界を感じています。そこを地域のネットワークの中でどう協力、補完しあいながら進めていけるかが、ポイントになっていくのかなと思います。羽生田さんからあった、地域生活支援拠点というのは、そういう意味では事業所にとっても1つの大きなきっかけにできないかなという思いもあります。

また、それとは別にコロナについて。私はCチームで、安心・安全のところでは災害とコロナがスキーム的に似ている、共通している部分があるということで、少しだけお話させていただきます。

その前に、まず今回の会議がオンライン、リモート式だったこと、非常に感謝しています。事務局の皆さんは大変かと思いますが、今、事業所ではクラスターや感染が広がっています。集合式だったら私も参加をどうしようかと迷っていたところもありました、本当に感謝申し上げます。

コロナについては、障害者支援課さんを中心に非常にいろいろな施策を出していただいでいて、非常に助かっています。そんな中、災害もコロナも実際に蓋を開けてみないと何が起こるかわかりません。コロナについては、第3波、第4波、第5波ときて、第6波で、事業所の立場でいうと、それまで私たちが想定しなかった状況がいつも簡単に起きます。大島さんからのお話にありましたように、情報共有については私もチームの中で発言しましたが、災害もコロナも発生しているときの情報共有がすごく大切だということもありますが、収束したあとの情報共有も、ぜひこの協議会でも、今後来年度以降、少し検討していただければと思います。

何が起こるかわからないし、いろいろ新しいことが日々起きている状況の中で、起こっていることをどこかで立ち止まって振り返る機会が必要です。そのとき、新しい施策も全部そうですが、何が課題なのか、最初想定したときに気づけなかったさまざまな課題をきちんと検証する必要があります。コロナも災害もリアルタイムで進み、スピードが求められて、どんどん手を打っていかねばいけません。ただ検証する際に、いろいろな立場の方、それこそ部署、機関を超えていろいろな人が集まって、多角的なところから検証する機会は、この施策推進協議会の場合をもとに提案していったほうが、効果的・効率的ではないかと思います。次の障害者支援計画に反映するのみならず、来年度以降、コロナがまだ収束しない中での対応として、ぜひ……。なんというのでしょうか、ご協議をいただければと思っているところです。すみません長くなりました、以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。おっしゃっていただいたようなコロナ禍の収束がくるかどうか、それ自体まだわかりません。今も「with コロナ」ということで、生活体系が当初から変わって、ある程度現実的な、生活を回す、経済を回すという部分で対応が変わってきています。ポストコロナも踏まえながら、本会の取組のところ、協議会では各諸団体の責任者の方々が参加されていますので、それを生かしながら、コロナ禍の検証について、なんらかの形で協議会の中で確認できるようにと、その必要性についてご発言いただきました。

今後、事務局も、その辺を想定して、整理、確認していくことの必要性、それを踏まえての……。次期計画も、それらがいつでもあり得るという中での対応をしていかなければいけません。そこはCチームが任される部分がありますが、その辺も含めてご発言いただいたと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

では、だんだんと時間が気になってきました。いかがですか、これは、ということがあれば……。では関口委員さんお願いします。僕の画面では関口委員さんだけ挙手しているように見えたのです。ほかの方、見えていなかったらごめんなさい。まず関口さん、どうぞ。

(関口委員)

C班のほうに、ご意見として伝えたいことがあります。

特別支援学校の話がありました。先日、私がある高校の教頭先生とお話をしました。そこは普通学校なのですが、なかなか中学校時代不登校で学校へ行けなかった子どもたちが集まる高校です。そこにいる生徒の3分の1がなんらかの障害を持っています。療育手帳、精神障害、発達障害など、3分の1の方が障害を持っているが、学校の教育ではなかなか生活支援ができていません。家族自体も機能不全で、うまくお子さんのケアができていません。またヤングケアラーのお話もしていました。埼玉県にヤングケアラーが4%いるとお話がありましたが、この学校では9%がヤングケアラーだと聞きました。

特別支援学校で先生の対応はできると思いますが、普通学校ではなかなかできないという実態があるとわかりました。そこへどのような支援、連携ができるかを考えていく必要があります。18歳を過ぎてしまうと、その子たちはどこかへ行ってしまう、どこにもつながないまま地域で引きこもりになってしまっている状況の話もありました。その子たちをどうケアしていくかも考えていく必要があると思いました、以上です。

(佐藤会長)

はい。今の関係については、Cでもご発言を受けながら次年度で検討いただければと思います。曾根先生のご都合もあって、次のeスポーツへ進みたいと思います。申し訳ないのですが、ご意見等ある方もいると思いますが、後ほど時間いただいて、そこで確認させていただきます。恐縮ですが、次の議事のeスポーツに進みます。ではeスポーツについて、事務局、お願いします。

(事務局)

はい、eスポーツについて説明します。少しお待ちください。

(佐藤会長)

曾根先生、待っている間、先ほどのeスポーツ関連でご発言があれば。

(曾根委員)

議題は、県から要請があって検討しましたので、県から説明いただくのがよろしいかと思えます。

(佐藤会長)

ありがとうございます。画面共有されていませんね、まだ。

(事務局)

画面共有ができないので、資料5をご覧ください。

資料にない部分で、簡単に経緯をおさらいさせていただきます。昨年6月定例県議会の一般質問におきまして、障害者eスポーツの観点から障害者支援計画へどのように位置付け、記載していくかについて「埼玉県障害者施策推進協議会にご意見をお伺いしたうえで、検討していく」となっています。同じ県議会の少子・高齢福祉社会対策特別委員会から「障害者eスポーツの振興について、時機を逃さずに埼玉県障害者支援計画に位置付けること」と提言を受けているところです。そのようなことから、「1 Bチーム内での主な意見」にありますように、Bチームから意見をうかがっているところです。

ご意見の中で、障害の有無に関係なく、eスポーツを推進する方向でよいのではないかと、という前向きな意見がある一方で、課題として過激な内容、ゲーム依存、金の使いすぎなどが気になる点、障害に関わらない問題である、普及に合わせてリテラシーを高めることが大切である、という意見を挙げていただきました。

このような課題への対応については、障害の有無を問わない、eスポーツ全体の問題であると認識しています。県民生活部、産業労働部、保健医療部と連携して対応していきたいと考えています。

例えばゲーム依存対策としては、保健医療部や厚生労働省で普及啓発しているゲーム障害の知識や予防等に関するホームページをリンクするなど、リテラシーを高める情報もあわせて発信して対応することが考えられます。また著しく過激な内容のものについては、発信対象から外していくことで対応することが考えられます。

また「2 県の計画におけるeスポーツの動向」について。昨年12月に令和4年度に新たに始まる次期埼玉県5か年計画が策定されています。主な取組の中に「eスポーツも含めた多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催」と掲載されました。また、令和5年度から新たに始まる次期埼玉県スポーツ推進計画についても、eスポーツの計画への記載について今後検討される予定となっています。

このような状況も踏まえ、「3 今後の方向性(案)」の下の四角囲みの中にありますように、現行の第6期埼玉県障害者支援計画に施策を追加したいと考えております。ご了承い

ただければ、このような方向で県民コメントなどでもご意見を聞いたうえで、7月末ごろに改定施行に向けて進めていきたいと考えています。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

先ほど八木井委員さんから、eスポーツはなぜこの場で取り上げたのか、という質問がありました。広くどなたでもやれるようにするという意味で、この中でも掲載して進めるという発信を、と理解させていただきました。

事務局が今説明した内容、eスポーツについてご確認などある方、いますか。はい、小材委員さん。

(小材委員)

「時機を逃さずに」という言葉が、先ほどありました。その部分をもう少し詳しく言っていただけですか。

私はすごく違和感があるのです。eスポーツには課金やゲーム依存などいろいろ問題があります。私たちの子どもなどにはその点が非常に難しく、問題になっているところなのに、行政が旗を振って「さあやりましょう」というのが、ものすごく違和感があります。先ほどの「時機を逃さずに」というのは、何を指しているのかを教えてください。

(佐藤会長)

事務局、お願いします。ではそれぞれご質問があれば……。時間が限られているので……。宮野委員さんも手を挙げていらっしゃるようです。

(宮野委員)

間違いました、今の発言が……。ということで。

(佐藤会長)

よろしいですか、はい。ほかの方で質問があれば……。事務局も12時に借りている場所を引き上げなければいけないというご都合がありますので、ごめんなさい。よろしい

ですか、では小材委員さんの質問に対してお願いします。

(事務局)

はい、eスポーツにつきましては、昨今非常に普及が進んでいて、障害者にかかわらずという部分があります。eスポーツの特性として、障害の有無に関わらず交流が図れるという面で、いろいろな方面、他の自治体でも進められている部分があります。

課題にありますように、ゲーム障害や依存症に関わる部分については課題になると思います。そこは進めるだけではなく、課題や障害のないように、全庁的に配慮した形で取り組みたいと考えています。

(佐藤会長)

小材委員さん。

(小材委員)

ごめんなさい、よくわからないのが正直なところです。eスポーツよりは、例えばボッチャなど、みんなが汗を流して、それこそ障害のある人もない人も同じようにできるなど、合理的配慮について考えることに力を入れるなら、まだ私も納得いきます。実際にeスポーツの人が、それこそ2～3日前に大騒ぎになりましたね。変な発言をして契約切られたとか……。あれもeスポーツをやっている人たちなのですよ。

そういうところに発達障害の人たちが入っていてトラブルが起きたとき、埼玉県としてどう責任を取られるのかと思いましたが、慎重に取り組まれるべきではないかと、私は思いました。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。県としては、プレスに発信していくという確認でしたね、あの資料は。それが時期尚早というか、今のこの時間の中だけで皆さんが「これは進めちゃっ
ていいの？」とあるようでしたら、確認が必要になると思いますが。事務局のほうは……。

はい、山中委員さん。

(山中委員)

はい、私も小材委員の意見に賛成です。地域移行で1人暮らしをして家族と離れたときに、eスポーツに対するスキルを自分で高めようとしていくかどうか。そこは家族が見ているから、あるいは支援者がそばにいるからであって、eスポーツの中で障害のある人・ない人が共に楽しむって・・・そうなのだろうか、弊害のほうが大きいのではないのかと私は思います。

特にお金の問題が関わってくると、皆さんは障害年金だけで生活している人が多いわけです。その辺のコントロールがどこまで効くか、そのあたりをもう少し慎重に考えていただきたいと思います、以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。今のところだと、資料5で用意していただいた「3 今後の方向性」で第6期に追記するということについて、皆さんの慎重なご意見があります。この時間の中だけで「はい、そうです」とは結論付けが難しいと思いますので、ペンディングさせていただかなければいけないと思います。事務局はいかがでしょうか。

これだけご意見が出ていますので、資料に書かれてあるように、次期埼玉県5か年計画にeスポーツが入ったから、障害者支援計画でも入れますよ、とはならないと思います。その配慮する部分をどうするかを記したうえで、ここに書かれている、このような記述方法では十分ではないとのことです。大変恐縮ですが、その時間の中で十分議論ができないこととなり、次期委員会で改めて確認いただくということで、今日はペンディングとさせていただきますが、事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

あらためて、今いただいた意見を踏まえて、検討したうえで、進めていきたいと思えます。

(佐藤会長)

では先ほどの部分で十分に意見が言えなかった方がいるかもしれません。また先ほどのeスポーツの関係についても、ご意見がそれぞれあるかと思えます。今、確認したように、次年度の協議会の中でペンディングとして持ち越しにしました。ぜひ先ほどの意見交換の部分やeスポーツの意見についてもありましたら、後ほど事務局へご連絡をいただければ

と思います。本日、限りある時間の中で実施させていただいていますので、このような形で意見を回収してしまって、申し訳ありません。

では最後、「4 連絡事項」、今後のスケジュール等、事務局よりお願いします。

(事務局)

事務局から説明します。時間がないので、簡単に説明します。

来年度の施策推進協議会、ワーキングチームの開催予定について。推進協議会については、今年度と同じ年3回。ワーキングチームについても各A、B、Cそれぞれ3回ずつ。日程については、同じような時期に考えています。例えば推進協議会の1回めは6月、2回めは10月、3回めは2月、とこれから日程も調整させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

またワーキングチームのメンバーについては、来年度変更があります。本日のご報告の内容等ふまえて、来年はどのチームに行きたいかを考えていただければと思います。

事務局からは以上です。

(佐藤会長)

はい、ありがとうございます。十分に皆様の意見等が出し切れなまま閉会するのは恐縮ですが、時間の限りあるところで、本日の会議は終了させていただきます。年度変わったところでも、チームの再編がありますが、皆様たちとこの協議会の中で議論したものをきちんと施策へ反映しながら、具体的なところへいかせていただけるよう取り組ませていただきます。

では事務局へお返しします。よろしくお願ひいたします。皆様、ご協力ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年度第3回埼玉県障害者施策推進協議会を閉会いたします。委員の皆様、大変ありがとうございました。

(佐藤会長)

ありがとうございました。十分にお話ができなくて申し訳ありません。

令和4年2月18日

議 長 佐藤 陽

議事録署名委員 宮野 郁子

議事録署名委員 山中 みどり